○宗像市渡船事業運営審議会規則

平成１８年３月３１日
規則第８号

（趣旨）

第１条　この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成１５年宗像市条例第２１号）により設置された宗像市渡船事業運営審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審議会は、９人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）知識経験を有する者

（２）渡船利用者を代表する者

（３）市民代表

（任期）

第３条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に、会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（出席の要求）

第６条　審議会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、審議会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、産業振興部元気な島づくり課において処理する。

（平２７規則２０・令３規則９・一部改正）

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月３１日規則第２０号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日規則第９号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日規則第９号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。